

第2章 アメリカの高等教育における職業教育と学位

1. 制度, 法的地位	21
1.1 制度の枠組み	21
1.2 学位, 入学・卒業要件	23
2. システムの構造と機能	24
2.1 就学規模, 費用負担	24
2.2 専門分野別の在学者	25
2.3 産業界との連携	26
2.4 質的保証のメカニズム	27
3. 歴史的背景と政策動向	28
3.1 歴史的経緯	28
3.2 社会的背景	29
3.3 政策の動向	30
4. まとめ	32

第2章 アメリカの高等教育における職業教育と学位

溝上智恵子・森 利枝

アメリカの高等教育制度では「大学」に加えて、「コミュニティ・カレッジ」や「ジュニア・カレッジ」などの二年制高等教育機関も制度の根幹をなしている。前者の「大学」においては専門教育（professional education）が職業準備教育として、後者の「コミュニティ・カレッジ」では職業志向の実践的教育が提供されている。

1. 制度、法的地位

1.1 制度の枠組み

アメリカの高等教育機関の種別としては、先に挙げた大学や二年制高等教育機関に加えて、職業教育学校やサービスメンバー養成機関（海軍兵学校、陸軍兵学校、空軍兵学校、沿岸警備隊兵学校、商船学校）が挙げられる。大学とサービスメンバー養成機関には学士（Bachelor）以上の学位授与権があり、二年制高等教育機関では準学士（Associate）が授与される。職業教育学校では、原則として1年以上2年以下の教育に対してサーティフィケート（Certificate）が授与される。

なお、これら高等教育機関の種別と名称には多様性があるが、我が国の大学－大学校－短期大学－高等専門学校－専門学校（専修学校専門課程）の区別に見られるような、教育の内容や段階およびコントロールの態様などと、機関の名称との間には明確な相関関係はない。

たとえば、サービスメンバー養成機関は US Service Members Academy と総称されることがあるが、これらの機関の名称に用いられる Academy の語は US Service Members Academy の専称ではなく、アメリカ国内にはたとえば学士のみを授与する The California Maritime Academy（公立）や、サーティフィケートから修士学位（Master）までを授与する New York Film Academy（学位プログラムを運営しているのはカリフォルニアのキャンパス、営利私立）なども存在する。すなわち、我が国で一般に「大学」と呼ばれるような機関も、Academy を称することは可能であるし、そのようなことは実際に行われている。また、日本語では一般に「マサチューセッツ工科大学」と呼び習わされている Massachusetts Institute of Technology や、「ジュリアード音楽院」として知られている The Juilliard School などは、機関の名称の上では college とも university とも称していないが、共に学士から博士までの学位授与権を持つ非営利の私立高等教育機関であり、我が国でいうところの「私立大学」に相当する。

さらに、アメリカ連邦教育省の統計によると、2015年10月現在、機関の名称として college の語を用いている職業系高等教育機関であって、かつ準学士以上の学位を授与していない（サーティフィケートなどを与えている）機関は401校存在する（うち20校はプエルトリコ領内）¹。また、

¹ プログラムにおける職業指向・学術指向の弁別に関し、連邦教育省統計センター（NCES）は次のように区分している。

職業指向の分野：agriculture and natural resources; business management; business support; communications and design; computer and information sciences; education; consumer (or personal) services (e.g., cosmetology, culinary arts); engineering, architecture, and science technologies; health sciences; manufacturing, construction, repair, and transportation; marketing; protective services (e.g. fire protection, corrections); and public, legal, and social services.

学術指向の分野：fine and performing arts, interdisciplinary studies, humanities, letters/English, mathematics, science, and social sciences.

機関の名称として university の語を用いている職業系高等教育機関であって、かつ準学士以上の学位を授与していない（サーティフィケートなどを与えている）機関も26校存在する（うち3校はプエルトリコ領内）。

アメリカ合衆国憲法の規定により、教育に関する権限は連邦政府ではなく個別の州政府の管轄となっていることから、大学や二年制高等教育機関の定義や設置要件、学位の種類や要件等につ

図表 2-1 高等教育機関の種類とその根拠

国際分類	名称	英語	法的根拠	設置者
5AG・6G	大学	College, University, Institute, School	州法等（連邦法として特に Higher Education Act 1965）	州、市、非営利法人、営利法人
-	サービスメンバー養成機関	US/Federal Service Member Academy	連邦法等	連邦
5BV・5AG	コミュニティ・カレッジ	Community College	州法等	州、地方自治体、連合、非営利法人
5BV・5AG	ジュニア・カレッジ	Junior College	州法等	州、地方自治体、連合、非営利法人
4CV	職業教育学校	Career/Technical/Vocational/Trade School	州法等（連邦法として特に Carl D. Perkins Vocational and Technical Education Act）	州、地方自治体、非営利法人、営利法人

図表 2-2 機関別の設置目的

名称	英語	設置目的
大学	College, University, Institute, School	教養教育および専門教育を行い、学士以上の学位を授与する。学士以上の学位とは、修士、第一専門職学位 ² 、博士である。
サービスメンバー養成機関	US/Federal Service Member Academy	主として軍ないし湾岸警備隊に勤務する職員を養成する。
コミュニティ・カレッジ	Community College	準学士に至る教養教育および専門教育を広く提供する。特にコミュニティ・カレッジはオープン・アクセスである場合が多い。
ジュニア・カレッジ	Junior College	
職業教育学校	Career/Technical/Vocational/Trade School	多様な分野において、学生が将来就くべき職業に関する座学および実習を提供する。多くは営利機関である。

出典：アメリカ連邦教育省奨学金部局ウェブサイト

(<https://studentaid.ed.gov/sa/prepare-for-college/choosing-schools/types#public-private>)

² 第一専門職学位（First Professional Degree）とは、学士取得後2年以上の修業を要する学位で、就業に要する学修を完遂すること、2年以上の修業期間を要すること、学士課程と併せて6年以上の大学での修学を要することが要件となっている。現在授与されている第一専門職学位の種類は次のとおり（USNEI, 2008a）。

Doctor of Chiropractic (D.C. or D.C.M.)

Doctor of Dental Science (D.D.S.) or Doctor of Dental Medicine (D.M.D.)

Doctor of Jurisprudence or Juris Doctor (J.D.)

Doctor of Medicine (M.D.)

Doctor of Optometry (O.D.)

Doctor of Osteopathic Medicine/Osteopathy (D.O.)

Doctor of Pharmacy (Pharm.D.)

Doctor of Podiatric Medicine/Podiatry (D.P.M., D.P., or Pod.D.)

Master of Divinity (M.Div.), Master of Hebrew Letters (M.H.L.) or Rabbinical Ordination (Rav)

Doctor of Veterinary Medicine (D.V.M.).

いては、各州の規定による。そのため非常に多様性に富むことがアメリカ高等教育の特徴である。

1.2 学位，入学・卒業要件

各機関の入学・卒業要件，学位については図表2-3に示したとおりである。アメリカの高等教育機関は通常，高等学校卒業ないし初等中等教育12年の在学を入学条件としている。

履修によって得られる学歴資格としては，大学については「学士 (bachelor)」，コミュニティ・カレッジやジュニア・カレッジについては「準学士 (associate)」となっている。連邦教育省は，通常，最低4年間のフルタイムの履修により学士が授与されるが，後述のCOOPプログラムのように就業体験を含む場合は5年を要するケースもあるとし，学士の種類については Bachelor of Arts や Bachelor of Science などあげているが，あくまで事例にすぎず，多数の種類があるとしている (USNEI, 2008a)³。同様に準学士については，2年以上4年以下のフルタイムの学習もしくは60単位以上120単位以下の学習により授与されるとして，その種類も学士同様 Associate of Arts, Associate of Science, Associate of Applied Business などあげているが，あくまでも事例にすぎないとしている (USNEI, 2008b)⁴。なお，全米で最も州の管理が強いとされるニューヨーク州では，学士と準学士の種類と名称を州の行政規則により20種類に規定している⁵。

図表2-3 入学・卒業要件，学位，接続

名称	入学要件	卒業要件	学位	大学への編入	大学院への入学
大学	高等学校卒業 (初等中等教育12年)	通常4年間在学	学士 (Bachelor) 一部，準学士 (Associate)		可
サービスメンバー養成機関	同上	4年間	学士		
コミュニティ・カレッジ	同上	通常2年以上在学	準学士，一部学士	可	不可 (学士が授与される場合には可)
ジュニア・カレッジ	同上	同上	準学士，一部学士	可	不可 (学士が授与される場合には可)
職業教育学校	同上	1～2年			サーティフィケート

³ 連邦教育省は学士の要件として “An award that normally requires at least 4 but not more than 5 years of full-time equivalent college-level work. This includes all bachelor’s degrees conferred in a 5-year cooperative (work-study) program. A cooperative plan provides for alternate class attendance and employment in business, industry, or government; thus, it allows students to combine actual work experience with their college studies. Also includes bachelor’s degrees in which the normal 4 years of work are completed in 3 years.” と NCES の定義から引用している。

⁴ 連邦教育省は準学士の要件として “An award that requires completion of an organized program of study of at least 2 but less than 4 years of full-time academic study or more than 60, but less than 120 semester credit hours” との NCES の定義を引用して示している。

⁵ ニューヨーク州内の高等教育機関が授与できる全学位の名称が規定されている。Official Compilation of the Rules and Regulations of the State of New York (2015), “3.50 Registered degrees” Title 8. Education Department, Chapter I Rules of the Board of Regents, Part 3 University of the State of New York; State Education Department Diplomas and Degrees. ([https://govt.westlaw.com/nycrr/Document/Iec9d8b48c22111dd97adcd755bda2840?viewType=FullText&originationContext=documenttoc&transitionType=CategoryPageItem&contextData=\(sc.Default\)](https://govt.westlaw.com/nycrr/Document/Iec9d8b48c22111dd97adcd755bda2840?viewType=FullText&originationContext=documenttoc&transitionType=CategoryPageItem&contextData=(sc.Default))), 2016.01.31)

二年制高等教育機関では、州の認可に加えて、提供する四年制のプログラムについて学士課程プログラムとしての地域基準協会の適格認定を受けると、学士の学位を授与することができる。このため近年、学士号を授与するコミュニティ・カレッジが増加している。2015年3月にカリフォルニア州のコミュニティ・カレッジも学士課程プログラムの設置が認められ（Chancellor's Office, 2015）、2015年現在、全米で22の州においてコミュニティ・カレッジが学士号を授与するようになった（Asimov, 2015）。

職業教育学校については、1年以上2年以下の教育については、原則としてサーティフィケート（certificate）が授与される。

大学への編入学資格については、コミュニティ・カレッジやジュニア・カレッジの卒業生には一般に認められており、その場合、一定の単位を大学の履修単位として認められる。そのため、最短では大学での2年間の学修で学士を得ることができる。

大学院に入学するには、基本的には大学卒業（学士取得）が要件となる。

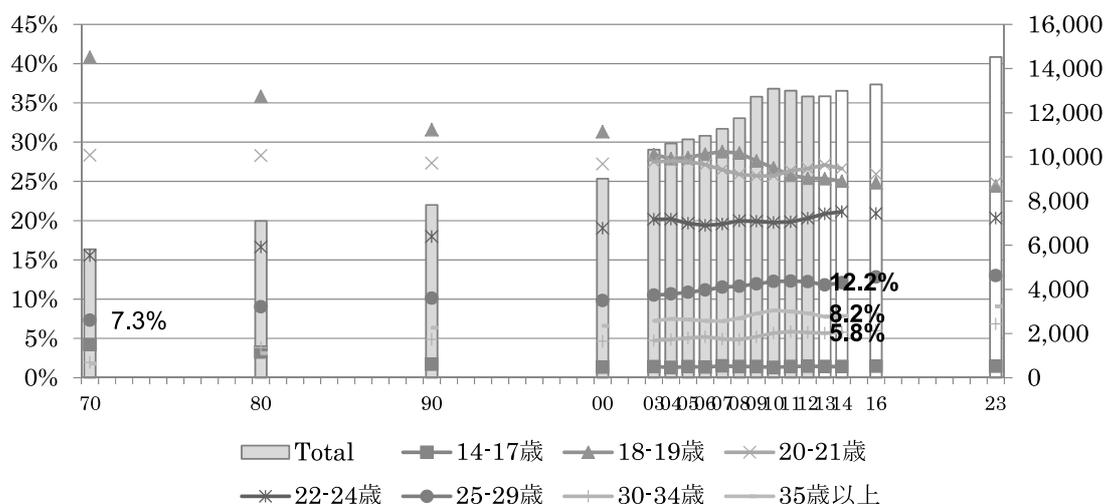
2. システムの構造と機能

2.1 就学規模、費用負担

連邦教育省統計センター（National Center for Education Statistics: NCES）の統計によれば、2012年の時点で、過年度高校卒業生及び高校卒業認定者の16歳～24歳人口に対する入学者の比率は、大学が42.1%、二年制高等教育機関が23.8%である。

このうち、大学においては、学士課程学生のうちフルタイムの学生が全体の約72.7%で、かつ就業なしの者が30.5%、学業主・就業従の者が54.2%、学業従・就業主の者が15.3%である一方、二年制高等教育機関では、フルタイムの学生の割合は41.1%であり、かつ就業なしの者が19.0%、学業主・就業従の者が50.1%、学業従・就業主の者が30.9%であるとされている（NCES, 2015）。このように、高等教育機関が職業上のスキルアップの機会を提供していることを反映して、学生の年齢構成が上方にシフトしていることも見逃せない現象であろう。

図表2-4と図表2-5には、学士課程のフルタイム学生およびパートタイム学生それぞれに

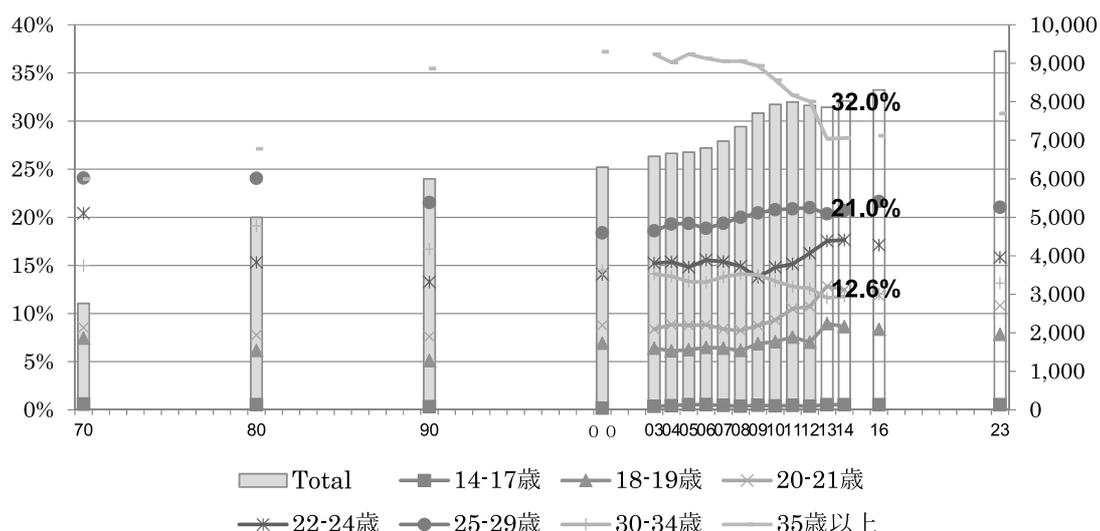


図表2-4 学士課程フルタイム学生数と年齢階層別構成比経年変化

注：学士課程フルタイム学生数の単位（右軸）は千人

2013-23年は推測値

出典：NCES (2015) Digest of Education Statistics 2013 Table 303.40



図表 2-5 学士課程パートタイム学生数と年齢階層別構成比経年変化

注：学士課程フルタイム学生数の単位（右軸）は千人

2013-23年は推測値

出典：NCES (2015) Digest of Education Statistics 2013 Table 303.40

ついて年齢層の構成比の経年変化を示した。とりわけパートタイム学生においては半数以上が25歳以上の成人であることが目を引くが、フルタイム学生にあってもその四分の一は成人学生であることが知れる。さらに、今後10年以内にあつては、この成人学生のシェアは、急激な拡大こそ見せないものの、現状を安定的に維持するであろうことが予測されている。

アメリカの高等教育機関では、通常、費用負担は学生本人とされている。このため、連邦奨学金をはじめ、各教育機関、自治体や財団等の奨学金制度が充実している。

なお、サービスメンバー養成機関は、商船学校（US Maritime Marine Academy）を除き学生は在職中と見なされているため、授業料の負担はない。

商船学校は伝統的に授業料を徴収しており、学生には連邦奨学金の受給資格がある。また沿岸警備隊兵学校（US Coast Guard Academy）も2013年から授業料（年間約950ドル＝約10万円）の徴収を開始している。

2.2 専門分野別の在学者

連邦教育省の統計によれば、アメリカの大学が提供する教育プログラムのうち、職業指向のものが59.3%、学術指向のものが34.7%となっている一方、二年制高等教育機関においては職業指向のものが61.2%、学術指向が27.4%となっており、統計上、大学で提供されるプログラムは職業指向のものが優勢であるとみることができる（NCES, 2008）⁶。また、これらの、準学士を含む学位が取得できる課程以外にも、職業教育学校が高等教育機関として存在しており、そこで提供されるプログラムの内訳は保健36%、ビジネス17%、機械運輸7%、サービス7%となっている

（U.S. Department of Education, Office of Planning, Evaluation and Policy Development, Policy and Program Studies Service, 2014）。

⁶ プログラムにおける職業指向・学術指向の弁別に関しては、注1を参照のこと。

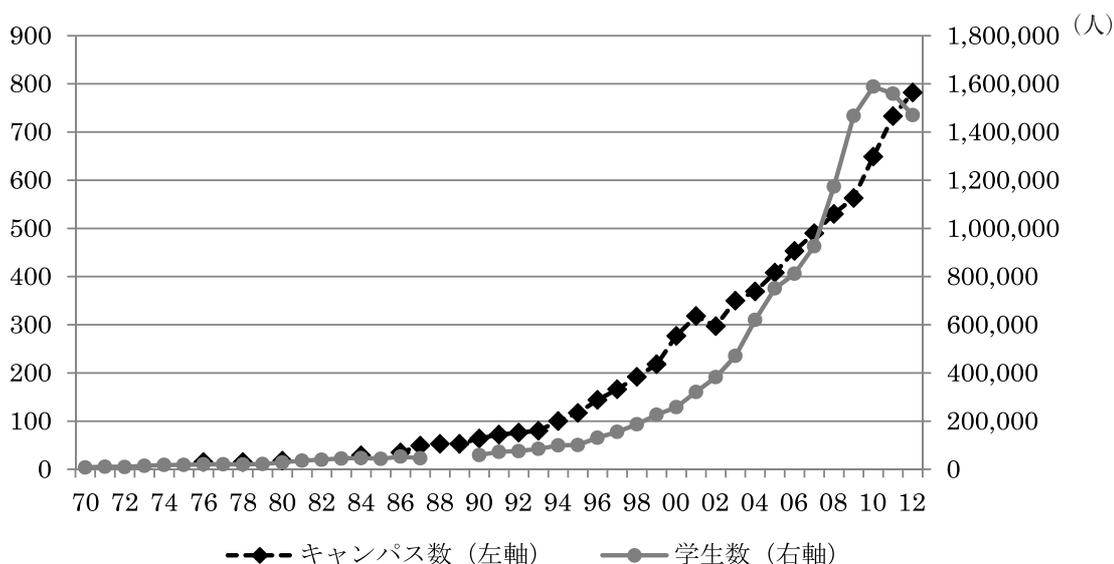
2.3 産業界との連携

高等教育と産業界の関係については、まず COOP プログラム (Cooperative Education または Co-op Education) やインターンシップ等により、教育の面から高等教育機関が産業界と連携していることが見て取れる。また、有職者が職業上のスキルを獲得するために大学やコミュニティ・カレッジで学ぶことが一般に行われていることも注目し値しよう。このように、アメリカにおいては有職者の再教育の場として高等教育機関が用いられており、その傾向が高まってきたのは 1970 年代のことであったとされている (Kett, 1994, p. 404)。

このうち、COOP プログラムとは、座学と現場における就業体験を融合させた教育プログラムであり、例えばボストン大学工学部では 4, 8, もしくは 12 ヶ月の期間を産業界や役所等において就業体験をさせている⁷。なお、大学では、座学と就業の実施期間を分けて交互に行う「直列型」が、コミュニティ・カレッジでは一日の午前中に座学、午後に就業する「並列型」が多いとされている。大学のカリキュラムと、これと同レベルの高い完成度の教育価値を持つ就業体験が、理論と実践として強い結びつきを持って機能する教育プログラムである点が特徴となっている (田中, 2013)。

また、アメリカにおける産業界と高等教育界の連携の典型例として指摘できるのが営利大学 (for-profit institutions) の存在である。営利大学とは、非営利の組織に大学運営が可能ならば営利企業にもそれは可能であり、かつより効率的に遂行できるという発想のもと、利益を上げることを目的の一つとして設置されている高等教育機関であり、夜間の授業や遠隔授業を多用し、個別科目の履修を平易にするなど、授業の提供の方法が職業や家庭での責任を持つ成人学生の学修形態に最適化されていることを特徴としている。

NCES が提供している 2003 年版の総合中等後教育データシステム (Integrated Post-Secondary Education Data System: IPEDS) に基づいた調査によると、アメリカに存在する営利大学のうち、学士以上の学位を授与している機関が地域基準協会の適格認定を受けた最も古い例は 1977 年にさ



図表 2-6 全米の営利大学キャンパス数と学生数のトレンド

出典：NCES (2015) Digest of Education Statistics 2013 tables 303.25 and 317.10 より筆者作成

⁷ College of Engineering, Boston University, Cooperative education program, (<http://www.bu.edu/academics/eng/programs/cooperative-education-program/>), 2016.1.30)

かのぼること、また、アメリカ最大の営利大学であり、同時にアメリカ最大規模の大学でもある University of Phoenix も、1976年にアリゾナ州フェニックスに設立され、地域基準協会の適格認定を受けたのは1978年のことであることが記されていた。なお、2003年当時、全米で、学士以上の学位を授与する営利大学のキャンパス数は196であったとされている（森、2006）。

NCES の経年のデータを分析すると、学士以上の学位を授与している営利大学のキャンパス数と学生数は図表2-6に示すように、共に90年代以降急激な増加を示していることが見て取れる⁸。そのいっぽうで、2003年当時、州内に、学士以上の学位を授与する営利大学のキャンパスを持たなかった州は、デラウェア州、メイン州、ミシシッピ州、モンタナ州、ノース・ダコタ州、ロード・アイランド州、ウェスト・ヴァージニア州、ワイオミング州の8州であったのに対して、2015年度のNCESのデータに基づく College Navigator による分析では、営利大学の存在しない州はモンタナ州、ロード・アイランド州、ワイオミング州の3州に減少している⁹。これらより、営利大学の地理的な分散は大きくなっていることが知れる。

2.4 質的保証のメカニズム

アメリカの高等教育をめぐる質的保証のメカニズムは、①各高等教育機関の内部質保証、②州や連邦各省による管理、および③適格認定（アクレディテーション）の3種類に大別され、これら各種の質保証が重層的に遂行されていると見ることができる。

このうち、①の内部質保証に関しては、近年学内で行うプログラム・レビューの重要性に注目が集まっている。プログラム・レビューとは各授業科目に関して、主として学科単位で教学に関するデータに基づく評価を行うというもので、学生調査結果や成績などの客観的データが多用されることからインスティテューショナル・リサーチ（Institutional Research: IR）の成果が多く用いられている。

②の州や省による管理とは、大学や二年制高等教育機関が設置された州および連邦教育省の管理を受け、サービスメンバー養成機関は設置管理者である個別の省の管理を受けることである。このうち州の管理については、その規範性の高さは州により異なっている。例えばニューヨーク州では、公立・私立を問わず、州内の高等教育機関の認証を州の機関が行っている。このニューヨーク州による高等教育機関の管理の形態は、特に私立機関の運営に対し細部に立ち入ることで知られている。一般に州の管理は州立の機関に対して詳細なものであり、私立の機関に対しては概略的なものである傾向が見られる。また、1965年高等教育法により、サービスメンバー養成機関以外の高等教育機関であっても、主として連邦奨学金の受給資格を鍵に、連邦教育省の質保証の影響を受ける構造ができています。

③のアクレディテーションには、地域アクレディテーション団体（地域基準協会）が学位授与機関としての大学またはサービスメンバー養成機関、あるいは二年制高等教育機関の適格認定を行う機関アクレディテーションのシステムと、法律や医学、工学等々のプログラムごとに団体が適格認定を行う専門アクレディテーションのシステムに大別される。なお、二年制高等教育機関において学士の学位を授与する場合は、当該プログラムに対しては、四年制大学の基準により適格認定が行われる。また、サービスメンバー養成機関であっても、民間の組織であるアクレディテーション団体による機関アクレディテーションおよび専門アクレディテーションを受けている

⁸ ただし、NCESのデータでは、営利大学（四年制）の全学生数は2010年以降減少を示しており、今後のトレンドが注目される。

⁹ ロード・アイランド州法では、州内に、学位を授与する営利目的の高等教育機関を設置することに厳しい規制を設けている。

ことは特筆に値しよう。たとえばメリーランド州アナポリスにある海軍兵学校（United States Naval Academy）は、授業料を徴収せずしたがって学生（職員扱い）の連邦奨学金の受給資格は不要な機関ではあるが、機関としては地域基準協会である中部基準協会（Middle-States Association of Colleges and Schools: MSA）に適格認定されており、また提供されるプログラム別には工学技術教育認定委員会（Accreditation Board of Engineering Technology: ABET）に適格認定されている¹⁰。

これら質保証のメカニズムのうち、アクレディテーションのメカニズムを通じて、連邦教育省の統制が強化されつつあることが、2000年以降のアメリカの高等教育施策の特徴として挙げることができる。特に、2010年の規則改正により、学修成果重視の政策動向の中で、1単位あたりの学修時間を確保することを連邦政府が各高等教育機関に求め、その確認を地域基準協会が行う機関アクレディテーションに盛り込むことが求められるようになった。これによって、連邦政府が個別の高等教育機関を直接評価しないという原則は守られてはいるものの、単位制度の適切な運用に関して、アクレディテーション団体を経由して、連邦政府による質保証を可能にする環境が準備されている（森，2014）。

3. 歴史的背景と政策動向

3.1 歴史的経緯

アメリカにおける職業教育の特徴として第一に指摘すべきは、学位課程教育が職業教育を包摂する形で展開してきたことであろう。アメリカにおける大学の歴史は1600年代前半に始まり、概ねイギリスの勅許を得た私立大学が原型になっているが、その頃のアメリカにおいても、いわゆる「大学」の中核をなしたのは「学芸」であり、初期の大学の多くはリベラル・アーツ・カレッジとして創設された。リベラル・アーツ以外の領域の教育は大学以外の高等教育機関が担っていた。たとえば工学（engineering）の教育は、当初主として軍学校で行われており、その後学位を授与すべき領域として大学でも取り扱われるようになっていく。この経緯を Cubberley は次のようにまとめている。

米国では1802年に、ウェストポイントに陸軍兵学校が創設された。これはアメリカの技術教育の開始であった。1824年にはレンセラー・ポリテクニク・インスティテュートが設置された。これは当初三年制の機関であった。その後1850年頃、「科学を生活に共通の目的に応用することを教授する」という流れを汲んで、四年制の工業大学が設置され始めた。1846年には連邦が四年制の海軍兵学校を創設しアナポリスに置いた。1861年にはマサチューセッツ工科大学が開学し、61年に学生募集を始めた。これが、有力な工業大学の設置の嚆矢であり、1880年までにさらに8校の工業大学が私費によって開学した（Cubberley, 1920）。

このように、アメリカにおける工学教育が大学に取り込まれていった過程の背景には、1862年の土地付与大学法（Morrill Act）に基づく連邦の大学設置支援のための政策の影響が指摘されている。たとえば Thelin はこの土地付与大学法に関して、「主に学士課程教育への資金提供と関連

¹⁰ ABET が適格認定している海軍兵学校のプログラムは次の通り。
Aerospace Engineering, Computer Engineering, Electrical Engineering, General Engineering, Mechanical Engineering, Naval Architecture, Ocean Engineering, and Systems Engineering.

づけられており、免状や修了証、履修証明書と差をつける形で、学士の学位と結びつけることによって、専門教育（professional education）を促進した」（Thelin, 2003, p.104）と評価している¹¹。このように、職業教育としての工学は、当初アメリカの大学の外で行われはじめ、その後他の資格に比しての「学位」の優位性を梃子にして、いわゆる大学教育の内部へと位置づけられていったことが見て取れる。

同様の、専門職業教育の大学への取り込みは、欧州におけるいわゆる伝統四学部の一部をなす医学の領域においても起きていたことが知られている。入植当時の初期の Medical School は、設立されたりベラル・アーツ・カレッジと名目上の関連を持っていたところもあったが、実質上は独立した組織として存在していたとされており、また教育の内容もリベラル・アーツ・カレッジで講じられているような生理学や化学とは充分に関連していなかったとされる（Thelin, 2003）。たとえばコロンビア大学（Columbia University）はキングス・カレッジ（King's College）として1754年に英国王の勅許状を得て設立されたが、現在その医学部（Medical Department）に相当している部局の大部分はほんらい別の機関であった。1807年にキングス・カレッジとは異なる勅許状を得て設立された内科・外科医学校（College of Physicians and Surgeons）が、1814年にキングス・カレッジの医学部と合併し、その後1860年に内科・外科医学校はコロンビア・カレッジの医学部であるという合意がなされ、学位記にはコロンビア・カレッジと内科・外科医学校の学長兩名の署名がされていたが、しかしその関係は名目上のものであったという。内科・外科医学校がコロンビア大学に完全に統合されたのは1891年のことであったとされる（Columbia University, College of Physicians and Surgeons: Website）¹²。

同様の経緯が法曹教育に関しても指摘されている。1800年代のアメリカでは大学の中に法曹教育が明確に位置づけられているということはほとんどなく、法曹の養成は大学外で行われていた。1800年から1860年までに、大学以外の法曹養成の学校が36校存在していたとされている。また、法律事務所や判事個人の徒弟が、法律家への途の主要なものであり、初期の法曹試験（bar exam）の受験資格としては LL.D. や J.D. といった法学の学位ばかりか、学士の学位（BA）も要求されなかったとされている（Thelin, 2003）。このように見てくると、アメリカにおいては法曹教育もまた、その初期には大学の外ではじまり、その後、大学の中に取り込まれていったことが推察される。

3.2 社会的背景

ここまで見てきたように、アメリカでは、職業に就くために初めて受ける教育である初期教育のみならず、初期教育を修得した後や当該職業に就業した後に受ける教育（継続教育）も高等教育機関で実施されうるところに大きな特徴がある。すなわち、有職者が職業上のスキルや知識を獲得するために、大学やコミュニティ・カレッジで学ぶことが一般的に行われている。先述したようにこうした傾向は特に1970年代以降に強まってきている。こうした観点からも、アメリカにおいては職業教育を高等教育のなかに取り込む形で発展してきたといえよう。

¹¹ また、アメリカに限らず欧州でもこの頃工学教育が大学の課程に編入されたことについては、1851年に開催されたロンドン万博で公開された先端技術の影響や、あるいは1860年代から70年代にプロイセン王国が普墺戦争や普仏戦争につづけて戦勝したことの影響に、大砲等の技術革新があったと評価されていることが指摘されている（Cubberley, 1920）。

¹² ただしコロンビア大学（キングス・カレッジ）は、内科・外科医学校と合併する以前から独自の医学の学位を授与していた。これは北米最初の医学の学位であるとされている。

3.3 政策の動向

そのような、職業教育を大学教育に包摂してゆくという方向性を具体化するシステムのひとつとして、アメリカでは、特定の職業経験や登録された研修等の教育プログラムの受講が高等教育機関において単位化される動きが続いている。このような、職業を通じて獲得された能力を学位につながる単位に換算するサービスとして代表的なものが、アメリカ教育協議会 (American Council on Education: ACE) が提供する大学単位推薦サービス (College Credit Recommendation Service: CREDIT) である。CREDIT では企業ないし軍隊における職業上の教育訓練を評価し単位化して、当該の教育訓練を受けた者が大学をはじめとする高等教育機関に入学・編入学した後に、ACE として換算済みの単位数を卒業単位に算入することを「推薦」という仕組みである (濱中, 2001)。

また近年では、連邦における高等教育予算の拡大を背景のひとつとして、新たに、単位によらない学位授与を行う課程の設置も認可されている。ここで狙われているのは2年間あるいは4年間の教育課程の就業年限すべてを在学しなくても、学位取得に求められる能力を有することが確認された学生には短期で学位を授与し、連邦奨学金にかかる予算を縮小しようというものである。2005年改正高等教育法によって、連邦奨学金の受給要件として、時間の代わりに学生の学修の直接評価を行う教育課程を含むという法改正がなされた¹³。ここでいう「直接評価」とは研究プロジェクト、論文、試験、発表、実技、ポートフォリオなどを通じた評価を指す。その後2013年に、連邦教育省長官名でこのような Competency Based Education (CBE) と呼ばれるプログラムに連邦奨学金の受給資格の可能性があることを確認する通知 (US Department of Education, 2013) が出され、それを受けて2014年には連邦教育省が CBE 実験校を20校程度選定することを発表した (US Department of Education, 2014; 森, 2015a)。

この結果、2015年4月に州立、非営利私立、営利私立を含む四年制と二年制の高等教育機関45機関が選定された (US Department of Education Experimental Site Initiative, 2015)。これら45機関においては、CBE のプログラムに属する学生であっても連邦奨学金の受給資格が認められるというのがこの「実験」の内容である。その後連邦教育省は2015年9月に CBE ガイドライン発表し、さらに2015年11月18日付官報で、2016年1月19日を締め切りとして実験校への応募を追加受付することを発表するなど、緩やかではあるが CBE の拡大を目指している。この CBE も、学術的な能力だけでなく職業を通じて獲得された能力を評価して学位取得に繋げようとするものである。

また、2015年6月には、地域基準協会の連合体 Council of Regional Accreditation Commissions (C-RAC) が、CBE プログラムの定義と認定についての共同フレームワークを発表している。そのフレームワークによれば、CBE の質保証にかかる評価のポイントは以下の11点に要約される (C-RAC, 2015)。

- 1 機関が CBE を運営するだけの能力と経験を有しているか
- 2 定義されている学修成果のほとんどが、知識を問うものではなく応用力を問うものになっているか
- 3 定義されている能力【competency】が外部 (雇用者・職能団体・資格付与団体など) の

¹³ 2005年改正高等教育法 (HERA2005) の条文は以下の通り。

For purposes of this title, the term 'eligible program' includes an instructional program that, in lieu of credit hours or clock hours as the measure of student learning, utilizes direct assessment of student learning, or recognizes the direct assessment of student learning by others, if such assessment is consistent with the accreditation of the institution or program utilizing the results of the assessment. (Sec.8020 (B) (4))

チェックを受けているか

- 4 機関は教員と、教育省の謂う「定期的で継続的な相互接触」を行い、学生にも適切に関与しているか
- 5 学位取得のために求められる能力は、当該機関を卒業するために求められる能力と整合しているか
- 6 求められる能力のレベルと複雑さは、当該学位の取得に求められる達成の度合いと整合しているか
- 7 それぞれの能力の審査の結果はおおむね“excellent”の領域ないしその近傍にあるか
- 8 学生が、定められた能力領域すべてにおいて能力を示すことが学位取得要件となっているか
- 9 機関は、評価と測定に関するグッドプラクティスを追求しているか
- 10 定義されている能力の相当部分が、信頼できる方法で表現されているか
- 11 機関は、学生および卒業生からのフィードバックその他適切な外部指標（免許取得率、卒業生の収入、3のチェックをした雇用者からのフィードバックなど）を用いて、CBEプログラムの質を測っているか

このように、知識だけでなく応用力を重視するCBEもまた、職業教育との親和性の高い高等教育の一類型であると見なすことができるであろう。

このように、アメリカの高等教育政策は、その伝統に則って、職業教育を大学の中に包摂するという原則にドライブをかけているように見える。しかし、そこには効率性への意識もあり、決して野放図な職業教育の取り込みが行われているわけではないことには注意が必要である。たとえば、民主党政権下の2010年10月には、連邦教育省が高等教育法に基づくProgram Integrity Regulationsを発令した。この規則によって、高等教育機関は、学生に連邦奨学金を受給させるに相応しい学修成果を挙げていることを、おのおの証拠立てることが義務づけられた。その一環として定められたのが「実質的所得を伴う就業率」に関する規則（Gainful Employment Regulation）である。これは、ある高等教育機関において、卒業生の連邦奨学金の債務履行率が35%以上であるか、卒業生の収入に対する奨学金の負債の割合が12%以下であるか、あるいは卒業生の可処分所得に対する奨学金の負債の割合が30%以下であるか、いずれかの条件に当てはまらなければ、当該高等教育機関が連邦奨学金の受給資格を保障する高等教育機関としての資格を失うという定めである。

ただし、この規則はすべての種類の高等教育機関と、教育機関のすべてのプログラムに対して有効なわけではない。図表2-7に示すとおり、この規則にしたがって卒業生の経済状況および奨学金返済の報告義務を負うことになったのは、私立の営利高等教育機関であるか、あるいは非営利の高等教育機関であっても学位につながらない教育プログラムであるか、あるいはアメリカ国外にあって、学生に連邦奨学金の受給資格が生じている機関である。つまり、とりわけアメリカ国内に限定して分析すれば、2010年のProgram Integrity Regulationsにおいては、全体的に非伝統的・職業訓練指向な高等教育機関を特にターゲットにして、「非効率な職業訓練校から学生を保護する」（U.S. Department of Education, 2011）ことが目されていたと考えることができる（森, 2015b）。

このように、伝統的高等教育機関とは明らかに異なる財政支援上の取り扱いを受けるようになったことから、政策の対象となった非伝統的あるいは職業訓練指向の高等教育機関が、Gainful Employment Regulationの無効を求めて裁判に訴える例がいくつかあった。たとえばニューヨー

図表 2-7 設置形態等別の Gainful Employment Regulation 該当状況

設置種別	国内営利機関 国内中等後職業教育機関	国内公立機関 国内非営利機関	国外営利機関	国外公立機関 国外非営利機関
報告義務あり	<ul style="list-style-type: none"> ・学士 / 大学院学位プログラム, 履修証明プログラム ・教員免許プログラム ・学習障害者のための認定総合接続プログラム 	<ul style="list-style-type: none"> ・非学位プログラム, 履修証明プログラム ・教員免許プログラム ・学習障害者のための認定総合接続プログラム 	<ul style="list-style-type: none"> ・海外営利機関の提供するプログラムのうち連邦奨学金受給制度の発生する唯一の領域のプログラムすなわち医学保健のプログラム 	<ul style="list-style-type: none"> ・非学位プログラム, 履修証明プログラム ・教員免許プログラム ・学習障害者のための認定総合接続プログラム
報告義務なし	<ul style="list-style-type: none"> ・2007年10月以前に機関アクレディテーションを受け, 2009年1月以前から提供されているリベラル・アーツの学士学位プログラム ・連邦奨学金受給資格の発生するプログラムへの入学準備プログラム 	<ul style="list-style-type: none"> ・学位プログラム ・修業年限2年以上で学士学位プログラムに完全にトランスファーできるプログラム ・連邦奨学金受給資格の発生するプログラムへの入学準備プログラム 	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> ・学位プログラム ・修業年限2年以上で学士学位プログラムに完全にトランスファーできるプログラム ・連邦奨学金受給資格の発生するプログラムへの入学準備プログラム

ク州内で学位を授与している営利大学20校を代表して、営利大学連合（Association of Proprietary Colleges: APC）は、2014年11月に、「連邦教育省の方策は高等教育の長期的な投資回収の可能性を無視している」として無効を訴える裁判をニューヨーク連邦地方裁判所に起こした（Association of Proprietary Colleges, 2014）。しかし、連邦地裁判事は2015年5月に、この営利大学連合の訴えを退けて、Gainful Employment Regulationの原則を支持する判決を下している¹⁴。

4. まとめ

ここまで見てきたように、アメリカにおいては、高等教育段階の職業教育は、伝統的な高度職業分野であっても当初は大学の外で提供が始まり、その後大学の拡大と共にそれら職業教育が大学に取り込まれる形で包摂されながら発展してきていること、その際、伝統的な学位の種類に対して、新たな分野を包摂するために新たな種別を設けるということは、いわゆる第一専門職学位を除いて行われてこなかったことが特徴として指摘できよう。アメリカの高等教育の分野の多様性の展開は、全体として、新たな分野の受け入れに対しては開放的に、資格の種類に対しては抑制的に運営されていると考えられる。

¹⁴ 判決文の中で連邦判事 Kaplan は「営利大学が全国の何百万もの学生に対して高等教育のアクセスを高めてきたことに議論の余地はない」としながらも、「連邦教育省は、学生が授業を受けた結果職業に就くための準備を十分に受けて、納税者の税金に基づく貸与型奨学金を返還できるようになることを企図している。連邦奨学金制度の直接の受益者は学生であり、それが連邦議会の意図でもある。すでに述べたように、学生が負債を払えなかった場合には、その不返還奨学金は米国の納税者の負債となる。このため、連邦教育省は『学生が不当に負債を負わされない』ことを確認しつつも、『連邦（つまり納税者）による（連邦奨学金）制度への投資を安全なものにしたいと考えている』のである」と、連邦の方針を支持する意見を述べている（U.S. District Court Southern District of New York, 2015）。

参考文献

- 田中 寧 (2013) 「コーオプ教育の歴史と現状, および, 日本における展開とその課題」『高等教育フォーラム』3, pp.9-20。
- 濱中 義隆 (2001) 「アメリカにおける大学外学習の単位認定制度」『学位研究』14, pp.55-73。
- 森 利枝 (2006) 「米国における営利大学の展開と地域アクレディテーションの機能」『大学評価・学位研究』第4号, pp.1-13。
- 森 利枝 (2014) 「米国高等教育における教学マネジメントへの学外統制メカニズム—単位制度の運用を手がかりに—」『高等教育研究』第17集, 日本高等教育学会, pp. 31-44。
- 森 利枝 (2015a) 「米国の高等教育における Competency-Based Education の展開に関する考察」, 『大学研究』第41号, 筑波大学大学研究センター, pp. 29-40。
- 森 利枝 (2015b) 「アメリカにおける学習成果重視政策議論のインパクト」, 深堀聰子編著『アウトカムに基づく大学教育の質保証』, 東信堂, pp.235-250。
- Asimov, Nanette (2015) “15 state community colleges get OK to offer bachelor’s degrees” (<http://www.sfgate.com/bayarea/article/15-California-community-colleges-get-OK-to-offer-6028368.php>, 2016.1.30)
- Association of Proprietary Colleges (2014), *Complaint* (<http://www.apc-colleges.org/main/wp-content/uploads/2014/11/APCGELawsuitSummons.pdf>, 2016/02/07)
- Chancellor’s Office, California Community College (2015) “Twelve California Community Colleges receive final approval from Board of Governors to offer bachelor’s degrees”, (http://californiacommunitycolleges.cccco.edu/Portals/0/DocDownloads/PressReleases/MAR2015/PR_4YearDegreeMarchApp_March-16-2015.html, 2016/1/31)
- Columbia University, College of Physicians and Surgeons (<http://ps.columbia.edu/about-ps/history-college-physicians-and-surgeons>, 2016/02/07)
- C-RAC (2015) “Regional Accreditors Announce Common Framework for Defining and Approving Competency-Based Education Programs”, (http://www.accjc.org/wp-content/uploads/2015/10/C-RAC_CBE_Statement_Press_Release_06_02_2015.pdf, 2016/02/07)
- Cubberley, E. P. (1920) *The History of Education : Educational Practice and Progress Considered as a Phase of the Development and Spread of Western Civilization*, Houghton and Mifflin Company, Boston, MA.
- Kett, J., F. (1994) *The Pursuit of Knowledge under Difficulties*, Stanford University Press, Stanford, CA.
- NCES (2008), 2007-08 National Postsecondary Student Aid Study (NPSAS:08)
- NCES (2015) Digest of Education Statistics 2013
- Thelin, J. R. (2003) *A History of American Higher Education*, Johns Hopkins University Press, Baltimore MD.
- U.S. Department of Education (2011) *Obama Administration Announces New Steps to Protect Students from Ineffective Career College Programs: Gives Programs Every Chance to Improve While Holding Them Accountable*, (www.ed.gov/news/press-releases/gainful-employment-regulations, 2016/02/07)
- U.S. Department of Education (2013) GEN-13-10: Applying for Title IV Eligibility for Direct Assessment (Competency-Based) Programs, March 19, 2013.

- U.S. Department of Education (2014) Press Release: U.S. Department of Education Expands Innovation in Higher Education through the Experimental Sites Initiative, July 22, 2014
- U.S. Department of Education, Experimental Site Initiative (2015) Competency-Based Education, (<https://experimentalsites.ed.gov/exp/pdf/CBEContactList.pdf>, 2016/02/07)
- U.S. Department of Education, Office of Planning, Evaluation and Policy Development, Policy and Program Studies Service (2014) *National Assessment of Career and Technical Education*
- U.S. District Court Southern District of New York (2015) Opinion, Case 1:14-cv-08838-LAK Document 64 Filed 05/27/15 (<https://www.documentcloud.org/documents/2089206-opinion-in-association-of-proprietary-colleges-v.html>, 2016/02/07)
- USNEI (2008a) “Structure of the U.S. Education System: First-Professional Degrees” (<https://www2.ed.gov/about/offices/list/ous/international/usnei/us/professional.doc>, 2016/02/07)
- USNEI (2008b), “Structure of the U.S. Education System: Bachelor’s Degree” (<http://www2.ed.gov/about/offices/list/ous/international/usnei/us/edlite-structure-us.html>, 2016.1.31).
- USNEI (2008c), “Structure of the U.S. Education System: Associate Degree” (<http://www2.ed.gov/about/offices/list/ous/international/usnei/us/edlite-structure-us.html>, 2016.1.31).